

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①人口の推移と動向

本町の人口は、令和2年に8,250人で、昭和25年の38,813人を最高に、それ以降減少傾向が継続している。人口の減少率は、昭和35～50年にかけては5年間に10%以上の減少傾向となっていたが、その後は減少率が鈍化し、特に昭和55年以降は5%台で推移していた。しかし近年の減少は著しく平成17年には7.4%、平成22年には10.7%、平成27年には10.9%、令和2年には10.5%の減少となっている。あわせて世帯数も漸減傾向にあり、令和2年では3,339世帯と、昭和35年以降60年間で2,369世帯減少している。

年齢階層別にみると、0～14歳の年少人口比率は昭和35年の33.4%（9,425人）に対し、令和2年は8.5%（707人）と60年間に24.9ポイント低下しており、少子化が著しいことを示している。15～64歳の生産年齢人口比率は、昭和35年の56.7%（16,022人）に対し、令和2年は42.2%（3,484人）と14.5ポイント低下している。

65歳以上の高齢者比率は、昭和35年の9.9%（2,797人）に対し、令和2年は49.3%（4,059人）と49.2ポイント増加し、著しい高齢化の進行を示している。

今後の人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計によると、令和7年7,307人程度と推計され、年齢別人口割合のうち65歳以上の高齢者比率は、令和7年51.4%程度と見込まれており、高齢化がより一層進行するものと考えられる。

②産業構造、各産業別の現況と今後の動向

町内産業は全般的に停滞傾向にあるが、産業別にみると農業については、圃場整備等の農業生産基盤の整備は進展しているものの、国内外での産地間競争の激化や就業者の高齢化、担い手の減少等により生産量・生産額が低下しており、多様な販路の開拓、農産物加工の推進、新規作物の導入等を通じた6次産業化の推進、農業生産法人や後継者の育成等の農業主体の強化や、産地化、高付加価値化、直販体制の強化等、町全体で起業的な経営へ向けた取組みが必要となっている。

林業も、木材価格の低迷、就業者の高齢化、担い手の減少等により、林野の生産意欲は減退しているが、重要な公益的機能を担っており、計画的な育林・間伐・林道等生産基盤の整備を行い、効率的・集団的な森林づくりを推進していく必要がある。

商業は、旧町村の中心地に小売店や飲食店が立地しているが、福山市等への購買力の流出が著しく、商店数は減少傾向にあるが、高齢者をはじめとする日常生

活の利便性及び町内における交流の場の維持を図るために、商工会と連携して魅力ある店舗の育成等に取り組む必要がある。

工業は、長引く経済不況の影響により停滞していたが、緩やかな回復基調が見られるようになった。しかしながら、依然として海外経済の不確実性や金融市場の変動の影響に留意する必要がある。景気回復の実感を得ているとは言い難い状況が続いている。

観光は、良好な自然環境を生かした特徴ある多様なリゾート・レクリエーション地が豊富にあり、入込観光客は近年増加傾向にある。地域の活性化を図る上では、入込観光客の拡大と観光消費額の増大を図る必要がある。

このように、地域経済は停滞傾向にあり、農業をはじめとする地場産業の活性化、企業立地の促進、新たな産業の育成等、地域経済の活性化に向けた取り組みを強化するため、各種補助制度及び税制面での継続した支援を行う必要がある。

③中小企業者の実態等

本町の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、少子高齢化と過疎化の進行により、地域内消費の縮小、働き手や後継者の不足等、引き続き厳しい状況にあり、店舗・事業所数は減少を続けている。

引き続き経営の高度化、技術革新、人材育成支援、生産性向上の取り組み等中小企業対策の強化を図り、地場産業の活性化を促進する必要がある。

(2) 目標

中小企業が所有する老朽化設備の状況や労働生産性の伸びに悩む企業を把握するため、商工会と連携して相談会や企業訪問を行い、各種補助制度等の活用により企業の収益向上に直接つながる生産性の高い設備の導入を推進する。また、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。

目標値：先端設備等導入計画認定件数 3件/年

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業の労働生産性は伸び悩み、大企業との差が拡大するなか、安定経営を持続させるためには最新技術を取り入れた設備の導入は不可欠であるため、生産性の高い設備導入を推進し労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の向上を図る。

目標値：労働生産性向上 3%/年

2 先端設備等の種類

農業をはじめとする地場産業の活性化、企業立地の促進、新たな産業の育成、生産性の高い設備導入の推進等、地域経済の活性化に向けた取り組みの強化に向

け、各種補助制度及び税制面での継続した支援を行う必要があるため、本計画において定める対象先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等の全てとする。

ただし、売電を目的とした、太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電設備に関しては、その性質から、町内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、町内への産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、町内に所在する事業所等（従業員などが常駐するものに限る。）の敷地内に設置されるものに限る。

経過措置として、令和5年12月28日までに本町にて申請受付をしたものは従前のおりとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

町内全域で営まれる農業をはじめ商工業など全ての産業において、就業者の高齢化、担い手の減少等が問題視されており、収益向上に直接つながる生産性向上の取組は町内全ての事業所において共通の課題となっていることから、本計画において定める区域については、全町を対象とする。

(2) 対象業種・事業

収益向上に直接つながる生産性向上の取組は町内全ての事業所において共通の課題となっていることから、本計画において定める業種及び事業等については、全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月13日～令和7年3月31日までとする。(理由を記載)

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。